



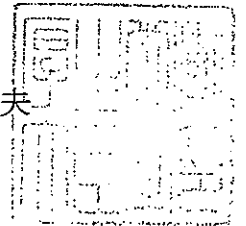
厚生労働省発職 0624 第 2 号

平成 23 年 6 月 24 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



別紙「雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する
省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用対策法施行規則の一部改正

一 雇用促進計画を活用した雇用に関する援助

職業安定機関は、平成二十三年八月一日から平成二十七年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画（以下「雇用促進計画」という。）を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならないものとする。

二 雇用促進計画に係る援助を行う場合に考慮すべき事項

職業安定機関は、前項の雇用促進計画に係る援助を行う場合には、次に掲げる事項を考慮して、これを行わなければならないものとする。

- (一) 雇用促進計画の始期における個人又は法人に雇用されている労働者の数
- (二) 雇用促進計画における労働者の雇入れの数、時期等に係る目標
- (三) 雇用促進計画の終期における個人又は法人に雇用されている労働者の数

(四) 雇用促進計画の期間の初日から起算して一年前の日から当該雇用促進計画の期間の末日までの間に

おける個人又は法人の都合による労働者の解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能になったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により行つたものを除く。）の有無

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、労働者の雇入れを促進するために必要な事項

三 雇用促進計画の期間の終了後における雇用に関する援助

職業安定機関は、個人又は法人からの求めがあつた場合には、雇用促進計画の達成状況について確認し、当該雇用促進計画の期間の終了後の当該個人又は法人の雇入れの促進に資するよう、必要な助言その他の措置を行わなければならないものとする。この場合において、職業安定機関は、当該個人又は法人からの求めに応じて、当該雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類その他雇入れの促進に資する書類を交付することができるものとする。

第二 社会保険労務士法施行規則の一部改正

雇用促進計画の提出及び雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込みについて、社会保険労務士による事務代理ができるものとする。

第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。